

- 議 長 日程第3「議案第38号松田町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例」を議題といたします。
- 町長 町長の提案説明を求めます。
- 町 長 議案第38号松田町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を別紙のとおり制定する。令和元年12月3日提出、松田町長 本山博幸。
- 町 長 提案理由。地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律により、新たに会計年度任用職員制度が創設されたことに伴い、会計年度任用職員の給与、報酬及び費用弁償についての条例を制定したいため、提案するものであります。よろしく願いいたします。
- 議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。
- 参事兼総務課長 それでは、議案第38号松田町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例について御説明させていただきます。この条例は、提案理由にありますとおり、法律の改正に伴いまして新たに会計年度任用職員制度が創設されたことにより条例等の整備を行うものでございます。
- 参事兼総務課長 整備の内容でございますが、新規に制定する松田町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例により、会計年度任用職員の給与や費用弁償について規定をしていくものでございます。
- 参事兼総務課長 1枚おめくりください。1ページをごらん願います。総則、第1条の目的でございますが、地方公務員法第22条の2第1項により新たに設けられる会計年度任用職員につきましては、地方自治法及び地方公務員法の規定に基づき、その給料、手当、旅費、報酬、費用弁償等をこの条例に定めることを目的としております。
- 参事兼総務課長 次に、第2条の定義でございます。第1号では、1週間当たりの勤務時間が一般の職員と同じ勤務時間の会計年度任用職員をフルタイム会計年度任用職員と定義してございます。以下、説明の中では「フルタイム」というふうに言わせていただきます。次に、第2号では、フルタイム以外の会計年度任用職員をパートタイム会計年度任用職員と定義してございます。こちらも、以下「パートタイム」というふうに言わせていただきます。また、第3号では、任命権者を地方公務員法に規定する任命権者ということで定義してございます。

次に、第3条の会計年度任用職員の給与でございますが、第1項では、この条例における給与の定義として、フルタイムの場合、給料、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当及び期末手当を言います。パートタイムは報酬と期末手当という規定をしてございます。第2項では、給与の支払い方法の原則を規定し、第3項では、公務についての費用弁償の給与からの除外を規定しているものでございます。

ページをおめくりください。第4条でございます。フルタイム会計年度任用職員の給料でございますが、フルタイムの給料は別表1の給料表によるものとし、職種の区分により適用し、第2項では全てのフルタイムに適用することとしています。

次の第5条、職務の級においては、その職務について、職種ごとに複雑、困難、責任の程度に基づき給料表の級は分類するものとし、その分類の基準となるべき職務の内容を別表2に定めてございます。また、第2項では、職務の級は任命権者がこの基準により決定することとしております。さらに、第6条の号給につきましては、町長が規則で定める基準に従い任命権者が決定するというようにしてございます。

それでは、5ページほど、5枚ほどおめくりいただけますでしょうか。13ページになりますが、別表1がございまして、職種別の給料表となっております。表の中の左上、(1)として一般事務員、事務補助員、技術職員、保育士、幼稚園教諭等の区分が示されてございます。また、14ページ、次のページの中段(2)につきましては、保健師、看護師の規定、それと最下段の(3)が医師職ということでの給料表の位置づけがございまして、この3つの区分でそれぞれ職務の級が1級と2級の別に、号給については1号給から30号給までの給料月額。医師職については25号給ということで規定をさせていただきました。また、15ページには、別表第2といたしまして、職務の内容等について基準を設けてございます。この表も給料表と同様の(1)から(3)の職種区分で、それぞれ1級または2級の職務の級の基準となる職務を定めているというものでございます。

すいません、もう一度すいませんが前の2ページにお戻りいただきたいと思

います。第7条のフルタイムの給料の支給方法でございます。松田町職員の給与に関する条例の第5条、計算の期間、また第6条、昇給、昇格の規定を準用することとしております。以下、第8条から、地域手当から、3ページの第13条、夜間勤務手当までは、それぞれ職員の給与条例の規定を準用することとし、必要な読みかえを行うことを規定してございます。

第14条のフルタイムの給料の端数処理では、時間外勤務手当等の算定の際の1円未満の端数処理を規定しているというものでございます。

1枚おめくりください。4ページでございます。第15条、フルタイムの期末手当を規定してございます。任期の定めが6月以上のフルタイムにつきましての期末手当を支給するということで、職員の給与条例を準用するほか、第2項及び第3項では、任期について、支給となる、対象となる6月以上のフルタイム職員とみなすケースを規定してございます。

第16条のフルタイムの地域手当の支給方法につきましては、職員の給与条例の規定の準用を規定し、次のページになります第17条でございますが、フルタイムの1時間当たりの給与額では、時間外勤務手当等の算出に用いる1時間当たりの給与額の算出方法を規定してございます。

第18条、フルタイムの給与の減額において、勤務しなかった場合にその1時間当たりの給与額を減額することを規定してございます。

次に、第19条、ここからはパートタイムになります。パートタイム会計年度任用職員の報酬でございます。フルタイム以外の会計年度任用職員、パートタイムにつきましては、地方自治法の規定により報酬を支給し、条例で定めることとされております。第1項では、その報酬を月額、日額、時間額として任命権者が決定することとしております。6ページをお願いいたします。第2項では月額のパートタイム職員、第3項では日額、第4項では時間額のそれぞれの報酬額を規定しておりますが、これら算出の基礎となる標準月額を第5項で規定しているものでございます。基準月額につきましては、パートタイム職員の勤務時間をフルタイムと同一とした場合に、その職務の内容、責任、職務遂行上必要な知識、経験に照らし合わせまして、この条例の第4条から第6条までに規定する区分の給料表の級及び号給に当てはめた給料月額に100分の3を乗

じた額を加算した額を標準月額としています。地域手当の部分でございます。

それでは、上に戻っていただき、第2項の月額報酬でございますが、この基準月額にパートタイム職員の1時間の勤務時間を乗じて通常の職員の1週間の勤務時間で除した額といたします。次に、第3項の日額報酬でございますが、同じく基準月額を21で除した額。21というのは、平均の月の出勤日数ということで、21で除した額に1日の勤務時間を7.75で除した数を乗じた額としております。

次に、第4項では、第20条、パートタイムの特殊勤務手当に係る報酬でございますが、特殊勤務に従事することを命ぜられた場合には、特殊勤務手当条例に準じた額を報酬として支給するという事としております。

次に、7ページの第21条のパートタイムの時間外勤務に係る報酬でございます。第1項では、正規の勤務時間以外の勤務を命ぜられた場合には、その時間外勤務に係る報酬を支給することとし、第2項では、その報酬額を規定してございます。次の第3項では、週休日の振り替え等により正規の勤務時間を超えて勤務したパートタイムに対する報酬を規定してございます。次で、8ページをお願いいたします。第4項では、1月に60時間を超えた時間外勤務についての報酬額等を規定してございます。

次に、第22条、パートタイムの休日勤務に係る報酬でございますが、祝日や年末年始における勤務について、休日勤務に係る報酬を支給することとし、第2項においてその報酬額を規定し、第3項ではその休日勤務相当時間を他の日に勤務させないこととした場合には、その報酬は支給しないとしております。

次に、第23条、パートタイムの夜間勤務に係る報酬でございますが、午後10時から翌日の午前5時までの間に正規の勤務を命ぜられた場合には、夜間勤務に係る報酬を支給することとし、第2項においてその報酬額を規定してございます。

次に、第24条では、パートタイムの報酬の端数処理を規定してございます。

第25条、パートタイムの期末手当でございますが、任期の定めが6月以上のパートタイムには、勤務時間が著しく少ない者として町長が規則で定める者を除き期末手当を支給することとし、職員の給与条例を準用するとともに読みか

えを行ってございます。10ページをお願いいたします。第2項と第3項につきましては、フルタイムと同様に任期について支給対象となる6月以上のパートタイム職員とみなすケースを規定してございます。

第26条は、パートタイムの報酬の支給についての規定であり、第1項では、月の1日から末日までを計算期間として、町長が規則で定める日に支給するものでございます。第2項では、日額または時間額のパートタイムは、その勤務日数または時間数に応じて支給するものでございます。次のページになります。第3項及び第4項では、月額のパートタイムについて、職員になった日から退職した日までの報酬を毎月支給いたしますが、それらの日が月の1日や月末以外となった場合は日割りを行うことを規定してございます。

次に、第27条のパートタイムの勤務1時間当たりの報酬額でございますが、第1項では、時間外勤務等に係る報酬額の算出に用いる1時間当たりの報酬額の算出方法を規定をしておきまして、第1号では月額報酬の場合、第2号では日額報酬の場合、第3号では時間額報酬の場合のそれぞれの算出方法を規定してございます。

次に、第28条、パートタイムの報酬の減額でございますが、月額報酬と日額報酬のパートタイムについては、正規の勤務時間に勤務しないときの報酬の減額を定めてございます。

12ページをお願いいたします。第29条、会計年度任用職員の給与からの控除ですが、職員の給与条例を準用するものでございます。

第30条、町長が特に必要と認める会計年度任用職員の給与ですが、職務の特殊性を考慮いたしまして、町長が特に必要と認める会計年度任用職員の給与については、町長が規則で定めることとしています。

次に、第31条のパートタイムの通勤に係る費用弁償ですが、パートタイムが職員の給与条例の通勤手当を支給する要件に該当するときは、通勤に係る費用弁償を支給し、第2項でその費用弁償の支給方法については職員給与条例の規定を準用することを規定してございます。

第32条、公務のため、旅行に係る費用弁償でございますが、会計年度任用職員が公務のための旅行の際には、費用弁償を支給するものとし、第2項でその

額は職員の旅費に関する条例の規定を準用することとしています。

13ページになります。第33条、休職者の給与では、休職者の休職期間中の無給を規定し、第34条、委任では、この条例の施行に関し、必要な事項は規則委任を規定しているものでございます。

続きまして、附則でございますが、この条例の施行日を令和2年4月1日とするものでございます。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。それでは、これより質疑に入ります。質問のある方いらっしゃいませんか。

6 番 井 上 それではですね、何点かお伺いをしたいと思います。まずですね、この会計年度任用職員の中で、今までの臨時職員がですね、フルタイムとパートタイムに分かれたというふうに理解をしております。ただ、この新規条例で、国の法改正による部分なんですけれども、まず1点ですね、かなりこの条例の中では規則委任をされている部分がございます。参考資料として、その規則が添付されて…上程された議案にはですね、添付されておりません。その規則ができていいのかということがまず1点でございます。

2点目といたしましては、今までですね、町のほうの臨時職員として勤めてきていただいた方の実際のもので、給料、待遇等がどういうふうに変化したのか。例えば、今までですとですね、時間単価幾らで雇用していたいわゆるアルバイトの方がですね、時間額、日額等によるパートタイム職員というふうな振り分けになったのか。また、月幾らとかですね、日額幾らというふうな臨時職員の方がフルタイムになったのかと思いますけれども、なかなか今回はですね、期末手当の支給とかですね、有給の日数等があつて、実際にどういうふうにはですね、手取り額といいますか、町から支給される金額、1日当たりの平均額、そういったものが期末手当、または有給休暇を取得するとですね、やはりそういう日数分多分減らされる。期末手当の分ですね、単価、日額、時間額、月額等の単価が引き下げられて、町からの支払いとしてはですね、変わらないような対応になっているのかどうか。そういったものを示すものは、なかなか口頭では難しいと思いますが、現行のアルバイト賃金等との比較はどうなって

いるのか。その2点をお伺いをしたいと思います。

参事兼総務課長 お答えさせていただきます。まず、規則の関係ですけれども、あらかたですね、案としては、事務局の中で規則はでき上がってはございますが、まだ最終的に調整していかなきゃいけない部分がございますので、まだできてないというのが正直なところでございます。

それと、あと、これまでの役場の中でお勤めになられている時間単価でのアルバイト的な方、そういう方々が今後どのようになるのかというところですが、基本的に、今回の地方公務員法と地自法の改正によって、要は働き方についてですね、格差をなくすというところが一つ大きな命題があるわけですが、その中で、今現状の非常勤の職員の方々についての、要は身分的な保障、そこをしっかりと明確に厳格化されるというところが今回の法改正の趣旨でございます。

そういった中で、今、松田町の中で臨時雇用として雇われている方々の位置づけをどのようにしていくかということで考えますと、先ほど議員おっしゃられたように、フルタイムまたはパートタイムというようなことに大きく分けられます。フルタイムにつきましては、通常の正規職員と全く同じような時間帯、日数で勤務される方についてはフルタイム。今まで、これまで時間単価で正規職員以外ですね、時間数で働いている方々をパートタイムという位置づけには大きくなってございます。大きくですね、神奈川県最低労働賃金がございまして、そこは最低限確保した中で、月額になるのか、日額になるのか、時間額になるのかは、その方々の処遇によって変わってきますので、ただ、その先ほど言いました最低単価についてはクリアできるような体制をとっていくというような条例でございます。

その中でどういうふうに金額が変わってくるかといいますと、基本的には、やはり6月以上の雇用が出てきますので、パートタイムの方にしても、フルタイムの方にしても、期末手当が支給されることになります。ですので、大きくは、その期末手当の支給部分がこれまでの時間単価でお勤めになられていた支給額、要は御本人が手取りでもらうお金ですね、それがふえてくるということになるかというふうに今算定はしているところでございます。

6 番 井 上 お答えありがとうございます。まず、1点目の規則ですね、まだでき上がっ

ていないということですのでけれども、予算も編成をされているということですので、この規則ができないとこの条例に基づいた予算組みというのができないのではないかなというふうに思います。可能であればですね、この議案第38号は委員会付託となるということになっていきますのでですね、その委員会の間にですね、規則をぜひ出していただいてですね、それを委員会の中で審議をしていきたいと思いますので、お願いを、規則提出、参考資料としての提出をお願いをしたいと思います。

2点目のですね、現行の賃金単価とですね、この会計年度任用職員のフルタイム、パートタイムへの移行に伴ってどうなのかという、金額的にどうなのかというお尋ねはですね、全体として、例えばその有給休暇があり、期末手当もあるので、単価を引き下げてそういう調整をされるのかなというふうに思いましたが、今の回答の中ではですね、最低賃金との絡みもありますけれども、基本的には有給休暇、期末手当はプラスだと、単価的には現行のまんま推移をするという解釈でよろしいのかと思います、2点目についてですね。

1点目の規則の提出の可能性とですね、2点目の、単価的には現在と同じ職務内容、勤務内容であれば、それがそれぞれパートタイム、フルタイム会計年度任用職員へと移行した場合もですね、期末手当等を除いた場合には、単価的には変わらず移行するのかなどうか、その辺について再度お答えを願います。

参事兼総務課長

1点目の規則の添付の話ですけれども、今現状できているところで最大限努力して提出できるようにしたいというふうに考えてございます。

2点目の、賃金の、要は手当の関係ですけれども、これについては、基本的には、先ほど申しましたように最低賃金を割らないところでの支給ができるような形になりますので、議員おっしゃられるように、年休並びに期末手当、これは任用期間にもよりますけれども、それによって保障されるというところでございます。ただ、これはですね、財政的な、要は予算、今編成時期でございます、財政的な部分もでございますので、任用に当たってはこれから調整していかなきゃいけない部分ですので、今までの全員がそのまま横にスライドして要は雇用されるかというところは、今後整理していかなきゃいけない部分になるかというふうに思っております。以上です。



6 番 井 上 結構です。

5 番 田 代 議案第38号会計年度任用職員の関係の条例改正です。これについては、法律の趣旨からいってある程度説明わかります。あと、この後、41号で職員定数条例等の一部を改正する条例、これについても関連があるので一緒に質疑をさせていただきます。

前回いただいた11月の18日の資料、そのときの資料で拝見しますと、交通指導隊、それと行政協力員、自治会長さんなんですけど、この2つの団体の方が、地方公務員法3条第3項の該当で言うと、該当しないというふうな説明をいただきました。考え方としては、この新しい制度、会計年度任用職員の制度が始まると私人扱いなんだというふうな説明でした。現在、松田町交通指導隊設置条例については条例設置されております。これが、要は、言いたいのは、この2つの制度で指導隊と行政協力員がなくなって要綱になってしまうような説明だったんですよ。法律的に仕方がないのかもしれないですけども、何らかの形で要綱ではなくて残せないのかなという、そんな説明なんだけど。以上です。

議 長 田代議員に申し上げます。41号の提案説明のときにこちらをお願いできますか。

5 番 田 代 はい、わかりました。そうさせていただきます。

議 長 38号について、ほかの方、ございませんか。

(「なし」の声あり)

この辺で質疑を打ち切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。質疑を打ち切ります。

ただいま議題となっております議案第38号松田町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例は、総務文教常任委員会へ付託したいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。よって、議案第38号松田町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例は、総務文教常任委員会へ付託の上、審査することに決定しました。総務文教常任委員会で議案第38号松田町会計年度任用職員の給

与及び費用弁償に関する条例の審査をよろしくお願いします。